

社会福祉法人神崎市社会福祉協議会理事、監事、評議員選任規程

平成18年3月20日

規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人神崎市社会福祉協議会（以下「本会」という）の理事、監事、及び評議員の選任区分について必要な事項を定めるものとする。

(理事、監事、及び評議員の選任)

第2条 理事、監事、及び評議員の選任は次のとおりとする。

- (1) 定款第17条に規定する理事及び監事は、別表第1に掲げる区分により評議員会において選任し、会長が委嘱する。
- (2) 定款第6条に規定する評議員は、別表第2に掲げる区分により定款第7条第3項の規定による理事会の推薦を経て、同条第1項に規定する評議員選任・解任委員会において選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第3条 評議員の任期は、定款第8条の例により4年とし、理事、監事の任期は、定款第21条の例により2年とする。ただし、組織代表者として推薦選出され選任した場合で、その後組織代表者が交代の場合は後任の者を推薦選出後残任期間について選任する。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月 1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

|   | 区 分          | 理 事       | 監 事 |
|---|--------------|-----------|-----|
| 1 | 各種住民組織の代表    | 8名以上11名以内 | 2名  |
| 2 | 福祉専門機関、団体の代表 |           |     |
| 3 | 各種福祉団体の代表    |           |     |
| 4 | 関連分野団体       |           |     |
| 5 | 学識経験を有する者    |           |     |

別表第2（第2条関係）

|   | 区 分          | 評議員        |
|---|--------------|------------|
| 1 | 各種住民組織の代表    | 12名以上15名以内 |
| 2 | 福祉専門機関、団体の代表 |            |
| 3 | 各種福祉団体の代表    |            |
| 4 | 関連分野団体       |            |
| 5 | 学識経験を有する者    |            |